

【Q20】 英文契約には各条項に見出しのついているものがあり、“Headings”または“Captions”といった題がついているものもあります。これらの意味するところを教えてください。

【A20】 たしかに英文契約には条項見出しだけでなく比較的大きな契約になると目次(Table of Contents)もつける例が多くみられます。見出しをつける目的は、何と云っても参照しやすくするためです。その延長上に目次があるのですが、いずれにしてもこれらがなければ契約の法的効力が失われるわけではありません。また、どのような契約につけるといったルールはありません。

ただ、見出しや目次を設けるからには目的に沿った適切なものにする必要があります。見出しは参照の便宜のためですから、短くても内容を適切に表現することがのぞまれます。一定の内容につきほぼ定型的に表題が決まっていることもあります。たとえば、不可抗力の事態が起こったときの当事者の免責などを規定する不可抗力条項のことは、慣行的にフランス語を使い、“Force Majeure”の表題をあてます。英語で“Act of God”と表現してもよいのですが、あまり見かけません。

準拠法を指定、合意する条項のことは、“Governing Law”あるいは“Applicable Law”といいます。仲裁条項は、“Arbitration”で裁判管轄条項は“Jurisdiction”です。こうした定判的な見出しはそのまま使えばよいでしょう。あまり独創的なものは感心しません。内容と表題が一体となって定型化している条項もあります。

“Entire Agreement”「完全合意」あるいは“Integration”「統合」と題する条項はその代表例の一つです。これは、英米法の Parol Evidence Rule「口頭証拠の法則」の下で、当事者がそこに書面化したものが主題(subject matter)に関する合意の全て(entire)でそれまでの口頭や非公式的な覚書などによる合意にとって代わり統合したものであると確認すれば、当該契約書面以外主題に関する合意をあらゆる証拠としてもち出せなくする効果をもたらします。また、英文契約には“Severability”もしくは“Separability”と題する条項がよくみられます。「分離・独立性」の訳をつけるように各条項がそれぞれ独立して効力をもち、ある条項が強行法規に反して無効になったとしても他の条項まで将棋倒し的に無効にならないとする内容をもちます。

“Entire Agreement”や“Severability”条項は、「この表題がついていたらこの内容」というくらいほぼ定判化しています。こうした条項の場合、表題をあまり定型的でないものに変えることはやめるべきでしょう。同じ種類の条項に“Headings”と題する条項があります。これは「条項の見出し」という見出しの条項です。国内契約にはあまり見かけませんが、英文契約には以下のような内容の条項が入ることが一般的です。

“The headings of this Contract are for the purpose of reference only and shall not affect the interpretation of the provision hereof.”

「本契約の(条項)見出しは、参照のためのみであって、本契約の条項の解釈に影響を与

えるものではない。」

なぜ英文契約には、こうしたあってもなくてもよさそうな条項が入るのか疑問をもつ人もいることでしょう。一つの理由は、英米法がコモンローといわれる慣習法、判例法の体系をベースにしているところに求められそうです。慣習法はいわば不文律で、民法典や商法典のような制定法をつくらないのを原則とします。過去に下された裁判例の集積と慣習で規律していくわけですが、その下で契約書を作成することは当事者間における規範づくり、すなわち立法作業のようになります。そこで、むかしから問題となってきた事柄については、なるべく契約中に書いておかないと安心できないごとになります。アメリカの商取引などに関する判例法を集大成したともみられる統一商事法典(Uniform Commercial Code, UCC)の§ 1-109 は、“Section captions are parts of this Act.”「条項の見出しはこの法律の一部である」と規定しています。見出しは単なる参照の目的であるとするのは正反対の内容ですが、条項の見出しの意味について規定をおく点は共通します。

(弁護士 長谷川俊明)